障害者総合支援法の改正について ~何がどうかわったの?居住支援より~ グループホームへの一元化という制度改革と暮らしについて

平成 24 年の『障害者総合支援法』成立以降、改正内容が施行されています。今年4月に改正された主な内容は3つです。

- (1)障害支援区分の創設
- (2) 重度訪問介護サービスの対象者拡大
- (3)ケアホームとグループホームの一元化等

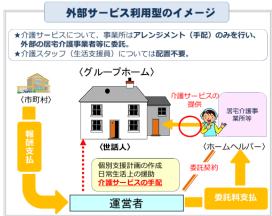
●グループホームへの一元化について

これまでは、「ケアホーム」(身体介護や日常生活上の支援を受けて地域で暮らす)と、「グループホーム」(相談や日常生活上の援助を受けて暮らす)が、住まいにおける障害福祉サービスとして提供されてきました。今回「グループホーム」に一元化された背景に、生活基盤となる住まいの場が拡大しない現状と、障がい者の高齢化や重度化が進み、介護サービスを提供するニーズが高まっていることが挙げられます。一元化後の「グループホーム」は、介護サービスが必要な人が混在して利用することになり、利用者個々のニーズに応じてサービスを提供する形態になります。

●居宅介護事業所との連携が可能に?!

制度改正により事業所は2つの形態に 分けられました。世話人や生活支援者を 雇用して運営する「介護サービス包括 型」と、ホームヘルパーなどを利用して 運営する「外部サービス利用型」です。 これまでグループホームのみを行なっ てきた事業所にとっては、介護サービス を提供することで報酬単価が上がり、サ ービス内容に応じた収入に繋がります。 また外部委託が可能になったことで、専 門的な人材確保によるサービス提供に 期待がかかる一方で、全体的なヘルパー 人材の不足や、事故発生時の責任の所在 等の懸念も上がっています。





<資料:厚生労働省 HP より>

●主体は「人」。その人の暮らしを中心に

制度改革の度に、煩雑な事務手続きに 追われる福祉の現場ですが、請求事務に 神経を使うあまり、暮らしの主体である 障がいのある人たちが置き去りにされ ることは無いでしょうか。人の暮らしに 関わる以上、年齢や生活環境による支援 内容の変化は当たり前のことです。制度 が対象者やサービスを決めるのではな く、人を中心に必要なサービスやシステムを一緒に考えて作っているでしょう か。制度改革の途上にあるこの時期に、 少し立ち止まって考えてみませんか。

(えびす・ぱれっとホーム施設長 菅原睦子)